

# 第4次 弟子屈町子ども読書活動推進計画

令和8年度～令和12年度



弟子屈町教育委員会

# 目 次

## I 計画策定における基本的考え方

- 1 子どもの読書活動推進の意義 . . . . . 1
- 2 計画の目的 . . . . . 1
- 3 計画の期間 . . . . . 1
- 4 計画の目標 . . . . . 2

## II これまでの読書活動推進における成果と課題

- 第三次計画以前の取組の成果と今後の課題 . . . . . 3

## III 読書活動を推進するための具体的な取組

- 1 家庭における読書活動の推進 . . . . . 5
- 2 地域における読書活動の推進 . . . . . 6
- 3 学校等における読書活動の推進 . . . . . 9

## 資料編

- 1 弟子屈町子ども読書活動推進会議要綱 . . . . . 11
- 2 子どもの読書活動の推進に関する法律 . . . . . 13
- 3 文字・活字文化振興法 . . . . . 15
- 4 学校図書館法 . . . . . 18

# I 計画策定における基本的考え方

## 1 子どもの読書活動推進の意義

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことが重要です。

国においては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）に基づき、令和5年に第五次計画となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、北海道においても、令和5年に第五次計画となる「北海道子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

弟子屈町では、平成23年に「弟子屈町子ども読書活動推進計画」を、平成28年に第二次計画、令和3年に第三次計画を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。

近年、情報化の進展や様々なメディアの発達・普及など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、読むこと自体の楽しさ、それによる充実感、満足感を得られるよう、家庭・地域・学校等が連携・協働し、子どもの読書活動を推進していくことが重要です。

これまでの取り組みの成果と課題、国及び北海道の第五次計画を踏まえ、「第四次弟子屈町子ども読書活動推進計画」を策定し、引き続き子どもの読書活動を推進していきます。

## 2 計画の目的

弟子屈町で育つすべての子どもたちが、町内のあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるよう、また、読書を通じて読解力や想像力、思考力、表現力等を養うことができるよう、家庭・地域・学校等において子どもたちの発達段階に応じた読書活動を積極的に推進し、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング※につなげ、世代を超えた読書活動の循環が形成されることを目的としています。

## 3 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とし、必要に応じて計画を見直します。

## 4 計画の目標

### 基本目標 1 子どもの読書活動の推進

子どもが読書の楽しさを知るきっかけを作れるよう、家庭、地域、学校等の役割を明確にするとともに、関係機関や団体等と連携・協力しながら、社会全体で子どもの発達段階に応じた多様な取組を進めていきます。

### 基本目標 2 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実

子どもが好きな本を手にとったり、必要な資料を調べたりすることができる、子どもの学びを支える読書環境をつくるために、図書館、学校、関係機関・団体等が連携し、計画的に整備を進めていきます。



## Ⅱ これまでの読書活動推進における成果と課題

### 第三次計画以前の取組の成果と今後の課題

#### (1) 家庭における読書活動の推進

##### 《取組と成果》

ブックスタート※や絵本パック貸出※などを通して、乳幼児やその保護者・家族が、絵本を手にとったり、読み聞かせ※をしたりする機会を創出することができました。

##### 《課題》

読み聞かせボランティアの高齢化に伴い、担い手が不足してきているため、新たなボランティアの育成が必要となります。

#### (2) 地域における読書活動の推進

##### 《取組と成果》

企画展示やぬいぐるみおとまり会※等のイベント、絵本作家等を招いての講演会、読み聞かせ団体の周年事業等、世代に応じた取組を実施するとともに、誰もが気軽に立ち寄ることのできる場づくりに努めてきました。

図書館から学校等への団体貸出の実施や全小中学校を図書館バスのステーションに設定するなど、子どもたちが読書に親しむ機会の提供が図られました。

##### 《課題》

デジタルメディアの普及に伴い、子どもの興味がゲームやスマートフォン等に流れているため、活字への興味を促す方策が必要となります。

子どもの読書活動を支えているボランティアや各団体の研修や意見交換の機会の増加が望まれています。

### (3) 学校等における読書活動の推進

#### 《取組と成果》

小中学校の学校図書館システムが更新され、図書館と学校とがネットワーク化されることによって蔵書管理がスムーズに行われるほか、図書館職員によるレファレンス※もより図られました。

ブックフェスティバルやビブリオバトル等のイベント、図書館や移動図書館車の見学等を実施することにより、子どもたちが本に触れ合える機会の提供が図られました。

#### 《課題》

GIGA スクール構想※により児童生徒に1人1台のタブレットが貸与されているため、これらを活用できるような学校図書館のICT化に向けた検討が必要となります。

学校の読書環境をより良くするため学校司書※の配置が必要となります。

---

**ブックスタート**：赤ちゃんと本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスの入ったブックスタート・バックを無料で手渡す。すべての家庭において、本の読み聞かせを通じて、親子のふれあいの時間を持つことができるよう支援する。弟子屈町では、「子どもに夢を実行委員会」が主体となって実施している。

**絵本パック貸出**：図書館で乳幼児に進めたい絵本3冊を1セットにして貸出する。

**読み聞かせ**：本を見せながら読んで聞かせること。親が子に、あるいは図書館員や保育士、教職員が子ども一人ひとりに、または小グループに対して行う。読み聞かせは、その子どもの本来の能力を引き出し、将来ともに本を友とする習慣付けをする第一歩として欠かせないものです。

**ぬいぐるみおとまり会**：幼児がぬいぐるみと一緒に読み聞かせを行った後、ぬいぐるみのみが図書館に泊まり、夜に起き出したぬいぐるみを写真におさめ、翌日のお迎え時にぬいぐるみが選んだ絵本を貸出し、写真をプレゼントするもの。

**レファレンス**：参考業務のこと。利用者が学習・調査等のため必要な資料及び情報を求めた場合に、図書館員が図書館の資料と機能を活用して資料検索の援助、資料の提供、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料とを結び付ける業務。

**GIGA スクール構想**：文部科学省の施策。1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的とする。

**学校司書**：学校図書館で図書担当教職員と協働し、図書資料の受入や装備、保存整理・修繕及び図書資料の目録・索引の作成など、学校図書館の運営に係る専門的・技術的業務に従事する専門職員。

### Ⅲ 読書活動を推進するための具体的な取組

#### Ⅰ 家庭における読書活動の推進

##### 《家庭の役割》

子どもの読書習慣は日常の生活を通して育まれます。保護者が意識して子どもの読書活動の機会の充実を図るとともに、読書習慣の定着に向けて積極的に関わるのが重要です。

このため、家庭においては、保護者が読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、子どもが読書に親しむきっかけをつくとともに、読書に対する興味や関心を広げられるよう、子どもの読書活動を見守り、応援することが望まれます。

##### 《推進方策》

施策・事業	概要
ブックスタート事業	0歳児健診時に町内で生まれた赤ちゃんと保護者を対象に実施します。
家読（うちどく）※の啓発	読み聞かせに向いている書籍などをホームページや広報「てしかが」で情報提供を行います。
読み聞かせの実施	読み聞かせボランティアと連携して絵本に親しむ機会を提供します。
お薦め絵本などの紹介	多くの絵本に親しむきっかけづくりとなるよう、絵本パックなどの様々なかたちで情報提供を行います。
読み聞かせ講座の実施	絵本専門士※等を招き、保護者やボランティア、保育士、教職員等を対象に、家庭や学校での読み聞かせについて研修を行います。

家読（うちどく）：家庭での読書を通して、家族のコミュニケーションを図ろうという取組のことです。

絵本専門士：絵本に関する高度な知識、技能及び感性を備えた「絵本の専門家」で、読み聞かせ等の指導・助言を行う役割を担っています。

## 2 地域における読書活動の推進

### 《図書館の役割》

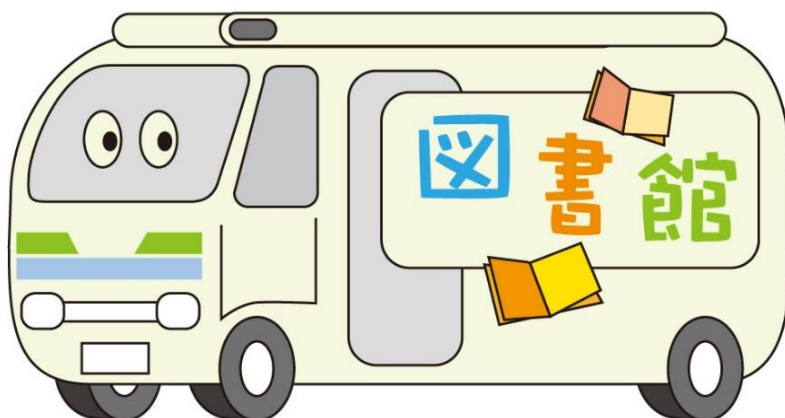
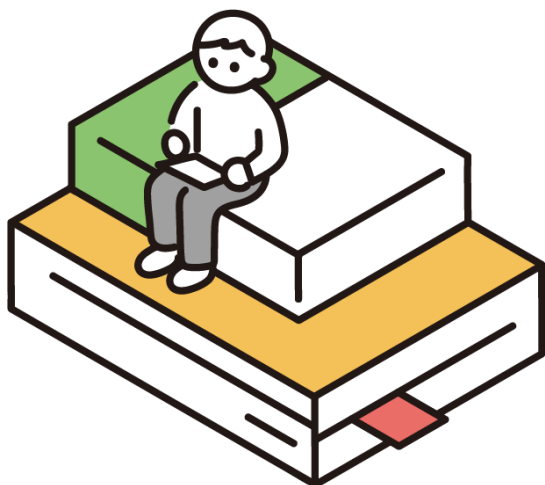
図書館は、子どもが多くの本にふれ、読みたい本を自由に選択し、読書を楽しむことができる場です。保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選んだり、子どもの読書について司書<sup>※</sup>等に相談したり、情報を得ることができる場でもあります。

また、地域における読書活動の拠点となるとともに、情報と人を結び付け、子どもから大人まで地域の方々が交流できるまちづくりの拠点となる役割を担っています。

図書館を身近に感じるように、様々な活動や事業を実施するとともに、情報発信（広報・SNS等）を積極的に行います。

### 《推進方策》

施策・事業	概要
読書関連イベントの実施	「子ども読書の日 <sup>※</sup> 」や「こどもの読書週間 <sup>※</sup> 」のほか、定期的に子どもたちが親しみを持って来館できるイベントを実施します。
子ども向け図書資料の充実	子どもの発達段階にあわせた図書資料について蔵書の充実に努めます。
ヤングアダルト <sup>※</sup> コーナーの設置	中高生コーナーの充実に努め、子どもが立ち寄りやすい環境を整備します。
読み聞かせの実施	読み聞かせボランティアと連携して絵本に親しむ機会を提供します。
図書館間の本の相互貸借制度の利用	図書館で蔵書していない図書は、道立図書館などから貸出を行います。
移動図書館車による巡回貸出	新たに更新される移動図書館車が学校や施設等を巡回し、子どもたちに快適な読書環境を提供するとともに本に触れる機会を提供します。
新着図書や推薦図書の紹介	新着図書などは図書館のホームページや広報「てしかが」で情報提供を行います。
図書館ボランティアの育成と活用の促進	図書館運営の充実のため、図書館ボランティアの育成や活用の促進を図ります。
電子資料の利用に向けた調査検討	電子書籍を含む電子資料の導入を目指し、資料の扱い方や運用方法等について調査・検討します。
多様な子どもたちの読書機会の確保	誰もが使いやすい図書館であるよう施設整備を図ります。さわる絵本や点字絵本 <sup>※</sup> 、LLブック <sup>※</sup> 、外国語の絵本等を充実させます。
各団体等との連携	布絵本 <sup>※</sup> や点字図書 <sup>※</sup> 等を作成するボランティアサークル等との連携支援を図ります。
新図書館整備に向けて必要な機能等の検討	新図書館への移転整備に向けて必要な機能や移転後の事業について検討を進めます。



---

**司書**：図書資料が利用者に有効に活用されるよう専門的業務（管理、運営、資料の収集、整理、保管、閲覧、貸出、レファレンス等）に従事する職員。

**子ども読書の日**：4月23日。ユネスコが制定した「世界本の日」であり、子どもの読書活動の推進に関する法律により「子ども読書の日」とされた。

**こどもの読書週間**：4月23日～5月12日。「幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身に付けてほしい」という趣旨のもと、社団法人読書推進運動協議会によって制定された。

**ヤングアダルト (YA)**：子どもから大人への転換期にある10代の若者のこと。主に図書館界や出版界で使われている用語で、ヤングアダルト書籍は、冒険や友情、家族関係、社会問題などの若者の成長や生き方をテーマとして扱うことが多い。

**さわる絵本や点字絵本**：多くはすでに出版されている絵本の変形版。手で触った感覚で何が描かれているかを理解できるよう様々な材料で作られ盛り上がった形で立体感を出し、触ることによって伝達を図る本。

**布絵本**：アップリケなどの手法を使い、絵画的表現や実物に似た立体表現を作り出す絵本。布を土台として、ひも、ボタン、スナップ、マジックテープ等、日常身近に使われている材料を使用して、結んだりほどいたり、留めたりはずしたりして、はがしたりくっつけたりできるように工夫されている。

**点字図書**：点字によって書かれた本（点字図書）。点字図書の多くは、ボランティアなどによって作成されている。

**LLブック**：難しい漢字や長い文章がなく、大きな文字やふりがなや、イラスト、絵文字などを用いて、誰もが親しみやすいようにつくられた図書。

《公共施設等の役割》

子育て支援センターや子ども発達支援センター、放課後児童クラブなどでは、目的や対象に応じた事業を実施しています。各施設においても、読み聞かせなどの読書に親しむ活動を実施することが、子どもの成長において必要な役割となります。

《推進方策》

施策・事業	概要
読書環境の充実	図書館から団体貸出を行い。施設内で子どもが読書に親しめる環境の充実を図ります。
子育て関連の講座における読書活動の推進	関係機関と連携のうえ、読み聞かせの実施や絵本の紹介など読書活動の推進を図ります。
読書に関する情報提供	広報「てしかが」や町ホームページなどを用いて、読書関連の情報を提供します。

《民間団体等の役割》

読書活動を推進する各種団体やボランティアサークルは、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しています。

これらの各種団体やボランティアサークルと連携・協働し、地域における読書活動を広く展開したり、地域において読書活動をともにすすめる人材を育成したりすることが求められています。

《推進方策》

施策・事業	概要
ボランティアによる読書活動	ボランティア活動の理解を広め、図書館や学校等で読み聞かせなど、ボランティアが活躍できる機会の充実を図ります。
ボランティアの育成	学習会や講座の開催により、読書に携わる人の資質向上と新たなボランティアの育成に努めます。
各種団体等の連携	各種団体等の連携を図り、相互の活動支援に努めます。

### 3 学校等における読書活動の推進

#### 《認定こども園・保育園の役割》

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、認定こども園や保育園では、発達段階に応じた絵本や紙芝居の読み聞かせを行うとともに、多くの本に触れることができる環境の整備や異年齢交流を行うなど、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することが重要です。

#### 《推進方策》

施策・事業	概要
図書スペース・図書資料の充実	施設に応じた図書スペース、並びに必要な図書資料の充実を図ります。
図書館の団体貸出の利用	図書館の団体貸出を利用して、絵本や紙芝居等の充実に努めます。
読書の研修会や講演会の参加奨励	読み聞かせ技術の向上につながる研修会等に保育教諭や保育士の参加を奨励し、スキルアップを図ります。
家庭との連携	家庭への図書貸出を行い、家庭での読書環境の充実に支援します。
特別な支援が必要な子どもへの配慮	障がいのある子どもや外国語圏の子ども等に対して、必要な図書資料の選定や読書指導を行い、読書活動を支援します。



### 《小学校・中学校・高等学校の役割》

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、楽しむ習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。学校図書館は、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能のほか、子どもが一人で過ごしたり、年齢の異なる様々な人々との関わりを持ったりすることができる「心の居場所」としての機能も有しており、これらの機能を十分に発揮し、子どもが活用しやすい環境を整備・充実させていくことが求められます。

### 《推進方策》

施策・事業	概要
読書の習慣化	全校一斉の読書活動を取り進めることにより、読書習慣の定着を図ります。
読み聞かせ等の実施	読み聞かせや読書の時間を設け、子どもに読書の楽しさを伝えます。
地域住民との連携	読書ボランティアや保護者と連携して読書活動の実施、読書環境の整備を図ります。
児童生徒の自主的な読書活動	図書委員会等読書に関する活動が自主的に実施されるように働きかけます。
学校図書館の図書充実	蔵書について、学校図書館標準冊数*を満たすとともに、図書を定期的に入れ替えて質の向上を図ります。
図書館活用促進	調べ学習や読書活動に使用する図書について町図書館を有効活用し、様々なジャンルの図書を借用します。
特別な支援が必要な子どもへの配慮	障がいのある子どもや外国語圏の子ども等に対して、必要な図書資料の選定や読書指導を行い、読書活動を支援します。
「心の居場所」としての環境整備	子どもにとって落ち着いて過ごすことのできる場所であるとともに、異学年との関わりを持つことができる環境整備に努めます。
学校図書館と ICT 活用の融合	1人1台端末*などのデジタル機器と紙媒体を使い分け、情報活用能力を育成します。
学校司書の配置の検討	学校図書館の機能を高めるために、学校司書の配置を検討していきます。

学校図書館標準冊数：公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目安となる冊数。

1人1台端末：文部科学省の「GIGA スクール構想」の一環として、全ての児童生徒にタブレットやPCを無償で貸与されている。弟子屈町ではタブレットを全児童生徒に貸与。

## 資料編

## 弟子屈町子ども読書活動推進会議設置要綱

平成 23 年 11 月 25 日制定

改正 令和 3 年 2 月 1 日

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、弟子屈町における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「子ども読書活動推進計画」という。）を策定し、効果的な実施を図るため、弟子屈町子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども読書活動推進計画の策定及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、読書活動の推進に関する重要事項について審議し、施策の実施を推進すること。

## (組織)

第 3 条 推進会議は、会長及び委員 20 人以内をもって組織する。

## (会長)

第 4 条 会長は、教育長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる職域及び団体等からの推薦により組織する。

- (1) 役場 子ども・子育て支援担当課
- (2) 小学校
- (3) 中学校
- (4) 認定こども園
- (5) 青少年活動関係団体
- (6) 読書・読み聞かせ団体
- (7) 教育委員会 学校教育担当課
- (8) 教育委員会 社会教育担当課
- (9) 教育委員会 図書館

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、図書館において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

○子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日号外法律第154号

〔文部科学大臣署名〕

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○文字・活字文化振興法

平成 17 年 7 月 29 日号外法律第 91 号

〔文部科学大臣署名〕

文字・活字文化振興法をここに公布する。

文字・活字文化振興法

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵(かん)養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵(かん)養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵(かん)養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵(かん)養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵(かん)養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○学校図書館法

昭和 28 年 8 月 8 日号外法律第 185 号

〔総理・大蔵・文部大臣署名〕

学校図書館法をここに公布する。

学校図書館法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
  - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
  - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
  - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
  - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて

充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

#### (学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

#### (国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

##### (司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

##### (地方財政法の一部改正)

3 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

##### (文部省設置法の一部改正)

4 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

#### 附 則〔昭和三三年五月六日法律第一三六号〕

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

2 昭和三十三年までの国庫負担金については、なお従前の例による。

附 則〔昭和四一年六月三〇日法律第九八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成九年六月一日法律第七六号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一〇年六月一二日法律第一〇一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。〔後略〕

〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔平成一三年三月三〇日法律第九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一五年七月一六日法律第一一七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。〔後略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年六月二一日法律第八〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成一九年六月二七日法律第九六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

二 〔略〕

附 則〔平成二六年六月二七日法律第九三号〕

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二七年六月二四日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔令和七年六月一八日法律第六八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。〔後略〕

**第4次弟子屈町子ども読書活動推進計画**

**発行 令和8年3月**

**発行者 弟子屈町教育委員会**